

令和6年度

中野市地域密着型サービス事業者

募 集 要 領

中 野 市

1 募集の趣旨

本募集は、中野市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）（以下「計画」という。）に基づき、地域密着型サービス事業所を整備するにあたり、サービスの質の向上を図るため、適切な事業運営を行うことができる事業者を募集します。

2 募集概要

募集対象となる地域密着型サービスの種類、整備（定員）数等については、次のとおりです。

(1) 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

ア 整備数：3ユニット（定員27人）

イ 整備圏域：市内全域

ウ 整備年度：令和7年度（令和8年3月31日までに開所すること）

※1事業者による新設3ユニットの整備の応募に限らず、1又は2ユニット整備の応募も可能です。整備数合計が計画の範囲内であれば、複数事業者を選定する場合があります。（上位事業者から選定します。）

※既存の認知症対応型共同生活介護を本体としたサテライト型事業所整備の応募も可能です。

※既存の事業所における追加整備の応募も可能です。

(2) 小規模多機能型居宅介護

ア 整備数：1事業所（定員29人以内）

イ 整備圏域：市内全域

ウ 整備年度：令和7年度（令和8年3月31日までに開所すること）

※既存の小規模多機能型居宅介護事業所を本体としたサテライト型事業所整備の応募も可能です。

3 応募資格等

次の要件を全て満たすこと。

(1) 介護保険法（平成9年12月17日号外法律第123号）第78条の2第4項（地域密着型サービス事業者指定に係る欠格事項）及び同法115条の12第2項（地域密着型介護予防サービス事業者指定に係る欠格事項）の各号に該当しないこと。

(2) 法人であること。

(3) 中野市暴力団排除条例（平成24年中野市条例第8号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

(4) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税等の滞納がないこと。

(5) 整備予定地が都市計画法（昭和43年6月15日号外法律第100号）、農地法（昭和27年7月15日法律第229号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）、河川法（昭和39年7月10日法律第167号）、文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）等の各種開発規制等に該当しないことを、関係部局等に事前に協議・確認したものであること。また、土砂災害警戒区域等における土砂防止対策の推進に関する法律（平成12年5月

8 日法律第57号) に基づいて指定された土砂災害特別警戒区域でないこと。

- (6) 整備予定建物・施設が、中野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年 3 月22日条例第14号）及び中野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年 3 月22日条例第15号）のほか、介護保険法（平成 9 年12月17日号外法律第123号）、建築基準法（昭和25年 5 月24日法律第201号）、消防法（昭和23年 7 月24日法律第186号）、食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）等の関係法令を遵守したものであること。
- (7) 施設建設、設備準備及び事業運営に必要な資力があり、長期間継続して安定的にサービスを提供できる者であること。
- (8) 高齢者福祉に関して、高い見識と熱意を有し、中野市の福祉の向上に積極的に寄与する意思があること。

4 応募手続き

(1) 質問等の受付

公募に関する質問等は、質問書（様式 9）に質問事項を記入のうえ、下記により提出してください。（電話による問合せは受け付けられません。）

なお、受け付けた質問のうち、応募予定の全事業者に周知する必要があるものについては、中野市公式ホームページで回答を公表します。

- ①質問受付期限 令和 6 年 8 月19日(月)まで【厳守】
- ②提出方法 持参、Eメール、FAX
- ③提出先 中野市 健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係
Email:kaigo@city.nakano.nagano.jp
FAX : 0269-22-2295

(2) 公募申込書の提出

- ①受付期間 令和 6 年 8 月 5 日(月) から 令和 6 年 9 月30日 (月) まで
(土曜日・日曜日・祝日を除く。)(午前 9 時から午後 5 時まで)
- ②提出部数 正本 1 部、副本 8 部（正本の写し）
- ③提出方法 持参又は郵送
- ④提出先 中野市 健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係
〒383-8614中野市三好町一丁目 3 番19号

(3) 留意事項

- ア 持参の場合は予め電話予約のうえ、来庁してください。
- イ 書類の修正等を考慮し、日程に余裕を持って提出してください。
- ウ 提出された書類は、返却しません。

5 提出書類

- (1) 次の書類を市販のフラットファイル等に綴り、ページを印字し、提出してください。
なお、綴る順番は次に記載の順としてください。

- ア 応募申込書（様式１）
- イ 事業計画概要書（様式２－１）
- ウ 実施予定事業の定員等の計画（様式２－２）
- エ 法人の沿革（様式３）
- オ 役員名簿（様式４－１）
- カ 評議員一覧表（社会福祉法人のみ）（様式４－２）
- キ 事業計画提案書（様式５）
- ク 代表者・管理者等の経歴書（様式６）
- ケ 資金計画書（様式７）
- コ 借入金返済計画書（様式８）
- サ 預金残高証明書
- シ 建物計画図
- ス 事業所開設予定地の位置図
- セ 事業所開設予定地の土地登記簿謄本（写し）
- ソ 賃貸借契約書若しくは同意書（写し）（解説予定地および建物を賃借する場合）

(2) 次の書類を正本１部、副本１部提出してください。なお、綴る必要はありません。

- ア 法人登記事項証明書
- イ 法人の定款
- ウ 給与規程（写し）
- エ 就業規則（写し）
- オ 収支予算書（写し）
- カ 決算書等（写し）
- キ 過去の指導監査結果（写し）（指導を受けた場合のみ）
- ク 法人及び代表者の納税証明書
 - (ア) 法人 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税
 - (イ) 代表者 住所地の市町村に納税義務がある税

6 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募書類作成等応募に係る費用は、応募者の負担とします。また、施設整備を行う事業用地を確保するために必要となる費用についても、応募者の負担とします。
- (2) 中野市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。
- (3) 他の事業者の応募に関する問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず、一切応じません。
- (4) 事業所建設場所は、用地が確実に確保できるとともに、許認可等が得られる見通しである用地とします。
- (5) 用地は、その所有権を取得することを原則とします。ただし、用地の所有権を取得することが困難な場合は、用地の賃貸借契約又は用地及び建物の両方の賃借によることが可能です。この場合、事業の継続に支障のない借地期間としてください。
- (6) あらかじめ購入等により予定地を確保する必要はありませんが、確認書や覚書その他予

定地の確保を確認できる文書等が必要です。

- (7) 予定地は第三者の抵当権その他施設を存続するうえで支障となり得るような権利設定がない、又はその権利の抹消が確実であるものとします。
- (8) 建築（用途変更・改築等）が可能であることを、事前に市・県等の関係機関と十分に協議を行ってください。
- (9) 各種許認可に係る相談は、高齢者支援課では受け付けることはできません。関係機関・部署に直接相談してください。
- (10) 関係資料等に重大な不備あるいは虚偽事項の記載があった場合には、失格又は選考を取り消す場合があります。
- (11) 応募受付後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (12) 施設整備等の公的補助については、長野県の「地域医療介護総合確保基金」を予定していますが、交付を確約するものではありませんのでご注意ください。なお、中野市単独の補助はありません。

7 選考方法

指定予定事業者の選考は、中野市及び中野市地域密着型サービス事業者選考委員会（以下「委員会」という。）において、非公開で行います。

(1) 一次審査（資格等審査）

中野市において、応募申込書類により応募資格、指定基準等の審査を行います。

一次審査後、応募した全ての者に対し、一次審査の結果を文書により通知します。

また、一次審査通過者に対しては、二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施日等について文書により通知します。

(2) 二次審査（現地調査、プレゼンテーション及びヒアリング）

委員会において、現地調査、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。

ア 現地調査

事業所開設予定地の現地調査を行います。現地調査には一次審査通過者も同行し、必要に応じヒアリングを行います。

イ プレゼンテーション及びヒアリング

事業計画提案書（様式5）の内容を確認するため、一次審査通過者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行います。期日は、現地調査とは別の日に行います。

(3) 選考の結果、指定予定事業者なしとする場合もあります。

8 選考結果通知

指定予定事業者の選考結果は、審査通過者に文書により通知します。

選考された指定予定事業者については、中野市公式ホームページで公表します。

9 選考後の留意事項、手続等

- (1) 指定予定事業者として選考された場合であっても、指定が確定したものではありません。指定基準等に該当しない場合、又は市との協議が整わない場合は、指定を行わないことがあります。

- (2) 選考後の事業計画の変更は原則として認められません。
- (3) 認知症対応型共同生活介護の選考にあたっては、最適候補者の提案ユニット数に対して市の整備計画数に余数がある場合は、整備計画数の範囲内において次点以下の事業者を順次指定予定事業者として選考しますが、この場合前号の規定にかかわらず、次点以下の事業者に対して事業計画（ユニット数等）の変更について協議を求めることがあります。
- (4) 施設整備の公的補助を希望する場合は、令和7年度の補助金等の内示後に施設の建設の着工をしていただくことになります。
- (5) 事業実施予定地が属する区（自治会）の代表者等に説明を行い、当該代表者等の求めに応じ説明会の実施等の対応を取ってください。必要があると判断される場合は、隣接区にも同様の対応を取ってください。
- (6) 予定地に隣接する住民の理解と協力が得られるよう十分に周知・説明を行ってください。

10 スケジュール

年 度	期 日	内 容
令和6年度	8月5日(月)	公募要項等公表、質問受付開始
	8月19日(月)	質問受付締切
	8月26日(月)	質問回答予定
	9月30日(月)	応募受付締切
	10月	一次審査（資格等審査）
	11月上旬	二次審査（現地調査、プレゼンテーション及びヒアリング）
	11月下旬	指定予定事業者決定通知
令和7年度	4月～	補助金申請・内示 事業所整備着工
	～3月	事業所指定・開所

<問い合わせ先>

中野市 健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係
 〒383-8614 中野市三好町一丁目3番19号
 電 話 0269-22-2111（内線365）
 F A X 0269-22-2295
 Eメール kaigo@city.nagano.nakano.jp